

## 議案第23号

つくば市暴力団排除条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市暴力団排除条例の一部を改正する条例

つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（祭礼等行事からの暴力団排除）

第14条 祭礼，花火大会，興行その他の公共の場所に不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は，当該行事により暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとならないよう，当該行事の運営に暴力団又は暴力団員を関与させないなど，必要な措置を講じなければならない。

2 行事主催者等は，前項に規定する行事において，暴力団員が当該行事の運営に支障を来す行為をしたとき若しくはそのおそれがあると認めるとき又は市民，行事参加者等に迷惑をかけ，若しくは危害を及ぼすおそれがあると認めるときは，管轄する警察署長に対し，当該行事における安全を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。